令和３年第１回上里町議会定例会会議録第４号

令和３年３月１１日（木曜日）

本日の会議に付した事件

日程第２０　（町長提出議案第１２号）令和２年度上里町一般会計補正予算（第９号）について

日程第２１　（町長提出議案第１３号）令和２年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

日程第２２（町長提出議案第１４号）令和２年度上里町介護保険特別会計補正予算（第４号）について

日程第２３　（町長提出議案第１５号）令和２年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

日程第２４　（町長提出議案第１６号）令和２年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第２５　（町長提出議案第１７号）令和２年度上里町水道事業会計補正予算（第２号）について

出席議員（１４人）

１番　黛　　浩之君	２番　髙橋茂雄君
３番　髙橋勝利君	４番　飯塚賢治君
５番　仲井静子君	６番　猪岡　　壽君
７番　齊藤　　崇君	８番　植原育雄君
９番　植井敏夫君	１０番　高橋正行君
１１番　納谷克俊君	１２番　沓澤幸子君
１３番　髙橋　　仁君	１４番　新井　　實君

欠席議員　なし

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	江原洋一君
教育長	埴岡正人君	総務課長	山田　隆君
総合政策課長	豊田貴志君	税務課長	須長正実君
くらし安全課長	間々田　亮君	町民福祉課長	亀田真司君
子育て共生課長	飯塚郁代君	健康保険課長	及川慶一君
高齢者いきいき課長	間々田由美君	まち整備課長	相馬伸太郎君
産業振興課長	山下容二君	上下水道課長	根岸利夫君
学校教育課長	望月　誠君	学校教育指導室長	福島　実君
生涯学習課長	伊藤　覚君	会計課長	小暮伸俊君

事務局職員出席者

事務局長	宮下忠仁	係長	飯塚　剛

◎開　　議

午前９時１分開議

○議長（猪岡　壽君）　ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから延会前に引き続き本日の会議を開きます。

◇

◎日程第２０　町長提出議案第１２号　令和２年度上里町一般会計補正予算（第９号）について

○議長（猪岡　壽君）　日程第20、町長提出議案第12号　令和２年度上里町一般会計補正予算（第９号）についての件を議題といたします。

議案審査を続行いたします。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

７番齊藤崇議員。

〔７番　齊藤　崇君発言〕

○７番（齊藤　崇君）　皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、これで３回目になっちゃうんですけれども、議長にお願いがあるんですが、理解の得られない説明ですと、何回もこういうふうに質問に立っちゃうわけですよ。３回という縛りがあるわけですけれども、この辺、ちょっと御配慮いただければというふうに思うんですけれども、続けます、じゃ。

昨日、説明していただいたワープ上里の件、これについても総合政策課長から説明がありましたけれども、緊急性が発生したということで伺いました。その緊急に伴うのは安全性だということで説明があったと思うんですけれども、工事内容を見ると、その安全性だけじゃなくて、空調関係、特に緊急を要するのかどうなのか、避難所として使用する場合は、これはそういうふうな観点に合致すると思うんですけれども、その辺はどうなのかなということがあります。

それと、衛生面については、平成29年に一度水回りのほうはメンテナンスしたというふうな説明もありました。でもこれ、再三言っていますように、築27年ですか、たっているわけですから、当然一番劣化が予想されるのはそういった水回り関係かなというふうに思ったわけです。ですので、こういう場合は総点検という意味での、平成29年からそんなにたっていないですけれども、そういう意味で衛生という言葉も使っていますので、そういうことも含めた点検、業務委託されたらというふうに思います。

それと、１ページ目の一番下の公共交通ネットワーク促進事業の生活バス路線運行支援補助金なんですが、当初予算だと36万8,000円だったと思います。ここへ来て100万3,000円の増額

補正ということなんですけれども、恐らく私が考えるのは、コロナ禍においての収入面、これを補塡するというか、平たく言えば赤字の補塡かなというふうに思うんですけれども、これについてもちょっと説明をしていただきたいなというふうに思います。

それから、７ページの一番上の四角の、老人福祉センター運営事業の減額補正474万3,000円、これの説明ですと、４月から休館しますということでトイレの改修工事を取りやめたということなんですが、現在においてはコロナ禍ということもあって利用団体が、私の知るところでは１団体だというふうに承知しています。しかし、これから高齢者が日ごとに増えていく我が町でもあるわけですが、この我々よりも要するに年齢の上の高齢者、いわゆる高度成長期にこの日本、この上里を担ってきた老人が楽しみにして集えるその場所をいかんせんコロナ禍といって休館というふうなことに追い込まれて、さらにこのトイレの改修も取りやめというのでは、ちょっと冷たい考え方かなというふうに思うんですけれども、これはちょっと路線から外れますが、要するに４月から休館というふうなことを聞いていますが、これはいつまで休館するのか。分かったら教えていただきたいというふうに思います。

それから一番下の住宅管理事業のところです。これも私が期待する説明がなかったものですから、長寿命化という観点は私もいいと思うんですけれども、結局、言葉が適当かどうか分かりませんが、公的な住宅ですから慈善事業的な、要するに低廉価で低所得者の方を救済するために提供するという観点からのこの事業だと思うんですけれども、それにしても駐車場の料金の滞納だとか家賃の滞納だとか、慈善事業的なことに対して町のそれを踏みにじるような滞納したりする考え方を持った人の入居が散見されるわけですよ。この事業を始めてから今現在の滞納、駐車場を含めてです、滞納額と不納欠損した額が分かれば教えてほしいのというふうに思います。先日の説明だと、これ四ツ谷のＡからＤの４棟ですか、20年間という考えを持っているみたいですけれども、形あるものはいつかは壊れるというふうに、これを現状維持に匹敵するようなものに維持していくには、改修ごとにその予算というかお金が増えていくわけです。そこを要するに、今後、私が昨日質問したのは、いつまでこれを続けるのか。要するに、今、特にコロナ禍で町税、税収も減ってきているときです。こういったものも1,562万円という予算を組む、補正を組むわけですけれども、だんだん繰り返しになりますが、古くなれば余計この金額は増していくように私は考えるわけです。ですから、この長期的な見解をもう一度説明していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　総合政策課長。

〔総合政策課長　豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君）　齊藤崇議員の御質問、さっきの２点、ワープ上里とバス路線

の運行支援補助金です、こちらの２点について説明をさせていただきます。

改めて、すみません、こちらの伝わりづらい部分があったかというところで再質問となりまして恐縮でございます。

私から改めて、今回の改修について申し上げたいことは４点でございます。

まず１点目につきましては、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、平成29年度にトイレ改修というのはさせていただいているということが１点。

２点目といたしましては、今回の改修において、さきに行わせていただいた設計業務の中でも、トイレ改修のさらなる要否というところの部分も検討の中には入れさせていただきました。これが２点です。ただ、しかしながら、昨日も申し上げたように、今回は緊急性、安全性を最優先させていただいたものということで、ラインアップとしては全員協議会で説明させていただいた工事内容ということに絞らせていただいた、優先順位をつけたということでございます。

３点目につきましては、やはりその先立つものということで、予算上限というところで申し上げますと、個別施設計画のほうでワープの改修に係る事業費ということで約２億1,000万円ということで規定をさせていただいております。やはり、この予算上限、計画上ではこの数値でございます。コロナ禍の中において、より縮減を図られるということもございますので、予算をいっぱい使うということではなくて、できる限りその事業の見極めということをした上で厳選をさせていただいたということが３点目です。

４点目につきましては、今後につきましてです。

ただいま、公共施設に関する点検マニュアル、こちらを整備させていただくということで今、事務のほうを進めております。これはいわゆる日常点検という部分の中で、各対象施設の点検を行いまして、修繕箇所の有無ですとか、そういった施設の日常管理ということでマニュアルを整備してそういったものを活用しながら、より必要な修繕とか、そういったものを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

引き続きまして、２点目のバス路線の御質問についてでございます。

今回の増額理由ということで主なものを申し上げますと、バス会社側の給与改定ですとか人件費の増額です。あとは燃料費の高騰というものが主な増額要因となっています。加えて申し上げますと、例年、こういったタイミングでの補正を上げさせていただいておりますが、当該路線には国庫補助金が活用されております。こちらの国庫補助金の金額確定ですとか、実績報告等のタイミングというものがこちらの町のほうの予算事務スケジュールとの合致がなかなか難しいところがございます。そういった意味で予測が難しい状況もございまして、こういった計上になったということを御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（猪岡　壽君）　高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長　間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君）　齊藤崇議員の御質問に御説明をさせていただきます。

老人センターかみさと荘について、いつまで休館の考えなのかというところでございます。

２月の全員協議会のときにもお示しをさせていただいたところではありますが、３館、保健センターを含む老人センター、町民福祉センターの３館複合の計画のほうが来年度から令和５年度の間で実施するということが既に計画事業に設定されております。その中、コロナ禍も受けながらではありますが、利用者が１日平均１人から２人、先ほどの定期利用団体１団体等がお見えになるときには人数はちょっと若干増えるところではありますが、１月の利用状況等を聞きますと、70人いかないかなというところのお話を聞いております。ただ、その中でも確かに高齢者の憩いの場、自由に集まれるところというのが一番の目的だったというふうにも思うところなんですが、いろんなところ、多様な活動をされている世代の方たちが高齢者となってくる中、なかなか老人センターを楽しみとして来られている方が多くなくなっているという状況もあります。そこを受けまして指定管理者制度を活用し、多くの利用者に来ていただくというところの努力もしてきたところではありますが、なかなかそれにつきましても一定以上の効果を上げることができなかった。

今年度、現在の指定管理が最終年度となるところも受けまして、新しい事業計画に移行するところも踏まえ、コロナ禍の中の利用状況を考えた中、ここで約400万円以上の費用をかけてトイレ改修をするべきなのかというところの３点を総合的に考えまして、休館という形の結論になりましたので、トイレのほうの改修もやめるというところの決断に至りました。

先ほどもお話ししましたように、３館複合の計画が令和５年で今のところは終了するとなってございますので、休館もそれに合わせて複合館が完成するところまでというところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　まち整備課長。

〔まち整備課長　相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君）　齊藤議員の御質問に説明申し上げます。

御質問は２ついただいておりまして、町営住宅の関係で、まずは滞納額と、あとは不納欠損の状況についてでございました。

まず、滞納額については、滞納繰越額として令和２年度当初で17名、857万8,800円となっております。また、不納欠損につきましては、平成５年に32万4,230円、こちら２件です。それ

と、平成16年に12万5,600円ということで１件。合計で44万9,830円、３件分ということとなっております。また、町営住宅につきまして、いつまで運営していくのかという御質問であったかと思いますけれども、町営住宅については昨日も説明させていただいたとおり、低所得者向けのセーフティーネットとして重要な役割を担っております。そういった状況の中、町営住宅の需要に的確に対応することが必要であって、老朽化している町営住宅の長寿命化を図っていく必要があると考えております。そういった中で長寿命化を図って今後、30年から40年間は引き続き、今の段階としては町営住宅を運営していく予定でございます。また、今後の社会経済情勢の変化だとか、あとはニーズの変化に応じてその町営住宅の運営については検討していくことが必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　総合政策課長。

〔総合政策課長　豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君）　申し訳ございません。

先ほどの私の説明のほうで御質問いただいた点のエアコンの緊急性というところが、すみません、説明が漏れておりましたので、こちらについて改めて説明させていただきます。

エアコンの緊急性ということでございますが、これまでもエアコンの故障というのが度重なってきたわけでございます。直近におきましても、令和元年度におきましても、夏季において空調設備が故障してしまったと。その中で、応急措置を今した上で対応させていただいているという状況でございます。やはり、こちらはそういった有事の際だけではなくて、通常の利用の際にも利用者の方も当然、熱中症対策という観点もございます。こういった空調が不調を来すことによりまして命に関わる問題ということを避けるべき観点から、緊急性ということで盛り込ませていただいたものでございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（猪岡　壽君）　既に３回を超えておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

〔７番　齊藤　崇君発言〕

○７番（齊藤　崇君）　では、議長の許しをいただきましたので、１点だけちょっと確認させてください。

公共交通のところの生活バス路線。これが補正で100万3,000円ということなんですが、先ほど言いましたように、当初予算が36万8,000円。これ一昨年の当初予算がかなり多かったんですよね。400万円オーバーしていたかなという気がするんだけれども。この辺のバランスが今、総合政策課長がその理由、この増額補正の理由、説明してくれましたけれども、そうするとこ

のバランス的に、すごくアンバランスだと。一昨年の当初予算が400、ちょっと正確ではないんですけれども、かなり昨年というか、今年度予算が36万8,000円ということでかなり少なくなった。随分予算的に少なくなったなというふうに思っていたんですけれども、だから、その前の年がかなりの予算だったものですから、その辺がまたバランス的にアンバランスになっているなという気がするので、その辺、今、分からなければ後でも結構ですけれども、その辺の波というのはどういうふうな捉え方をしたらいいのか、それを説明していただけますか。

○議長（猪岡　壽君）　総合政策課長。

〔総合政策課長　豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君）　齊藤崇議員の御質問について説明させていただきます。

こちらにつきましては、改めて今回のこのバス路線の運行支援補助金の位置づけからちょっと申し上げたいと思います。

こちらについては、まず本庄市、神川町、藤岡市、あとは当町ということで、及びあとはバス会社のほうが毎年度、締結をさせていただいている運行協定書というものと。あとは根拠としましては、町のほうで告示をさせていただいておりますこの補助事業の実施要綱ということが支払いの根拠となっておるわけでございます。

当然、先ほどの説明の中でも申し上げたように、町の予算要求時よりそういった実際の動向というのが確定してくるのが難しいところがあるというところで、予測が難しいという状況がやはりございます。昨今で申し上げるとやはり新型コロナの感染症拡大によって当然、バス会社の経営状態というのは不安定になっているというふうに聞いております。こちら、当然、そういった予算の変動という部分がどうしても出てきてしまう現状ではありますが、引き続きそういったものは差額が極力、こちらも最新の状況に注視しながら、今まで以上にバス会社と連携を図りながらそういった予算要求にもつなげていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（猪岡　壽君）　町長。

〔町長　山下博一君発言〕

○町長（山下博一君）　先ほど、ちょっと齊藤議員の老人福祉センターの休館について、ちょっと誤解があると、高齢者に冷たいという言い方をされていたので、私のほうで担当課長とこの休館について相談した中で、新しい指定管理になると年間1,000万円弱の経費がかかるという中で、利用者が、先ほど言いましたように、１日１人か２人の場合もあるという状況を見て、老人会の会長ともいろいろ相談した結果、公民館とかそういう施設も活用できるのではないかと。利用団体もそういう公民館の利用も考えられるんじゃないかということで、老人会長の了解を得た上で休館ということにさせていただきました。決して、そういった考えじゃなくて、

やはり経営判断といいますか、私のほうも経営判断を兼ねて、やはり年間1,000万円弱の費用対効果といいますか、それだけじゃないですけれども、そういう福祉施設は、それだけじゃないんだけれども、やはり１日１人か２人のために指定管理で職員配置するというのは、これはいいのかどうかというのも判断が働いたということで御理解いただければありがたいと思っています。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　総合政策課長。

〔総合政策課長　豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君）　申し訳ございません、ちょっと説明補足させていただきたいと思います。

今回のバス路線の運行支援事業の部分につきましては、そもそも予算の積算の考え方につきましては、先ほど申し上げたように、なかなか予算要求時に最新の動向を捉えるというのがなかなか難しい状況というのは申し上げた次第でございます。その部分で、算定の仕方としては当初におきましては３か年平均ということで積算をさせていただいております。令和元年度の当初につきましては38万7,000円ということで計上させていただき、補正後については72万5,000円というような形でさせていただいておりました。

補足でございます、以上で終わります。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　昨日の続きで、少しお尋ねしたいと思います。

昨日、総合政策課長のほうから、今後、決算等で注視していきたいというお答えをいただいたわけなんですけれども、私、確かにいろんな担当課においても決算のめどが立つまではなかなか、一度出してまた予算を獲得するというのは難しいと思いますので、慎重な判断とか。やむを得ない場合も多々あるというふうに思っています。努力によって安くなって、そして結果、３月、ここに来て減額ということももちろん分かっています。

しかしながら、今年度はコロナの影響で相当早くから大きな行事の中止が決まっていたと思います。そこだけ拾っても、ふれあいまつりで190万円、春まつり等の中止で140万円、マラソン大会の中止で200万円、合わせて530万円です。ですので、何が言いたいかといいますと、上里町、財政が厳しい、もちろん厳しい、楽観しているわけではありませんけれども、やはり今、町民の生活も苦しいわけですので、こうしたものをやはり早めに生かせる部分だったんじゃないかなという、そこについて再度、お聞きしたいというふうに思います。

それと、高齢者のお出かけサポート助成事業なんですけれども、６月で補正していただいた新しい事業をやりましたけれども、結果的には予算のほとんどが減額という形になってしまって残念だなというふうに思っています。これがコロナによるやはり生活自粛、お出かけを控えたりとかいう結果なのかどうか非常に、内容が分かりませんので今後とすれば、来年度もこの事業をやっていただけると思うんですけれども、使い勝手等も含めて対象者に対してお聞きしていただきたいというか、そういうふうに思っていますけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（猪岡　壽君）　総合政策課長。

〔総合政策課長　豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君）　沓澤議員の御質問です、１点目のほう、予算の運用の関係ということで御質問をいただいております。

大きな事業中止等があったのであれば、それを活用できたのではないかというお話があったかと思います。今回につきましては当然、町としても世界自体が初めての直面したコロナ禍ということの中で、当然、不透明な状況があったわけでございます。その中で、私どもとしては、通常、執行に至らなかった予算というのはこういった形で当然、流用ですとかそういったもの、財政手法を駆使してより効果的な財源に振り分けるということは当然あるかと思います。しかしながら、私どもとしてはコロナに関する支援策というような観点で申し上げれば、さきに発表させていただいた第１弾、第２弾の町独自のコロナ支援策ということを打ち出しをさせていただいておりまして、そちらの事業のほうもまだ終了に至っていないというものもございます。そういったものも最終的に、総括的に踏まえた上で、そういった効果なりを図っていく必要があるのかなというふうに考えておりまして、私どもとしては国の財源等も、交付金ですね、活用させていただき、支援策のほうは打ち出させていただいているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長　間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君）　沓澤幸子議員の御質問に御説明申し上げます。

高齢者お出かけサポート助成につきまして、補正予算を計上させていただき事業のほうを実施したところであります。事業実施開始が９月から半年間というところでございましたので、費用については約350万円程度の補助金を予算計上したところであります。

対象者としましては、65歳以上要支援１以上、在宅の高齢者ということで絞込みをして対象者を407人ということで積算いたしました。サポート事業ですね、実施しているところの状況

を見ますと、導入初年度については対象者の10％程度の人しかいないんじゃないかというところを、既に予想はしていたところなんですけれども、新しい事業でより多くの方に使っていただくことを想定しまして、対象者全員に対する９か月分の費用を計上したところで、これが総額の350万円ということになったわけでございます。

その中、事業を実施して今年度末、その決算見込みが立った中、やはり407人の10％近い43人の申請をいただいている状況です。ですので、その方が使う分を３月までに見込み数字を差し引きさせていただいた不用がこの金額となるところでございますので、この実績を踏まえ、令和３年の事業については人数のほうももう一度試算をさせていただいて予算計上していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はありますか。

３番髙橋勝利議員。

〔３番　髙橋勝利君発言〕

○３番（髙橋勝利君）　老人センターについて、これ一括してお聞きしたいと思います。

コロナの関係で極端に利用者が少なくなったのか、以前からもう利用者が少ないというようなことは叫ばれてきました。私はこの費用に係る参加者が少ないというのは、もう廃館をしてもいいんじゃないかなと。多額のお金を使っている割には利用者が少ない。じゃ、その廃館をしたからとその人たちが行く場所がなくなっちゃって大変だということにも今の、月に１人か２人ぐらいしかいないと。今、町長も公民館とか児童館を使ってもらったほうがという話をしているんですけれども、思い切ってやはり、無駄なこと、むらなこと、無理なことというのはやめて必要なところにお金を使うほうがいいというふうに考えます。今、これだと休館ということはまた始めるということも考えられるわけですが、私は逆にもう廃館したほうがいいというふうに思います。どうですか。

○議長（猪岡　壽君）　高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長　間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君）　髙橋勝利議員の御質問に御説明させていただきます。

まず、休館としたことにつきましては、高齢者福祉事業としてのセンターの持つ役割を廃館としてしまうとそれで終了になってしまいますので、休館とさせていただくことで、その事業についてはまた継続、この建物として実施していくのではないんですけれども、福祉施策としては継続していくという意味合いを込めて休館とさせていただいてあります。

併せて、３館複合になる段階で、老人福祉センターの役割を移すことも考えますと、廃館としてしまうことで、その役割はもう必要がないというふうな判断になっているということにな

ってしまうので、それを仮に公民館で役割を担っていただくというふうに整理したとしても、最終的な結論に至るまでは一応、休館という形で存続させるという意味を持って、こういった結論に至っております。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はございませんか。

11番納谷克俊議員。

〔１１番　納谷克俊君発言〕

○１１番（納谷克俊君）　３点ほどなんですけれども、ちょっとお願いも含めてなんですが。

１点目なんですが、補正予算書の26ページの款７土木費、項２道路橋梁費、目３道路新設改良費の道路新設改良事業のところの工事請負費１億3,200万円なんですが、この部分の入のほうでお伺いしたいんですが、基本的には社会資本整備総合交付金ということで入があるんですが、それ以外の部分の財源内訳と、それが御説明では地方債の道路新設改良事業債ということなんですが、ちょっと当初予算から今年度の８号までの補正のつながりがちょっと今見えない。昨日、ちょっと見てみようかなと思ったんですが、ちょっと分かりづらかったので、あえてお伺いしますが、簡単なイメージ的に言うと、今回、出で１億3,200万円の予算が計上されてくるんだから、本来、道路新設改良事業債も今回、起こすのかなというイメージなんです。ただ、これは８号までの補正がちょっとつながっているからどうなっているかが見えないんです。そこの御説明をお伺いしたいと思います。

２点目なんですが、次のページ、27ページですか。同じく土木費の中の項５住宅費、目１住宅管理費の町営住宅の長寿命化改修設計業務委託なんですが、これ当然、このタイミングで早くやって寿命を延ばしてライフサイクルコストを抑えていく。なるべくあるものは丁寧に使っていきましょうよという趣旨はすばらしいことなんですが、ちょっとここはお願いになるかもしれないんですが、宮本住宅を建て替えるときに、これ相当、当時の設計者、設計をするときに、設計思想がとにかくメンテナンスがかからないようにという強いこだわりがあったんです。私これ、はっきり言って、このとき、おかしいなと思ったんですよ。というのは、どんなにメンテナンス費用がかからないような高い材料だとかを使おうが絶対傷むんですから、そんなに高い材料を使ってどうなのというお話はさせていただいたんですよ。特に、その外壁材なんかは。普通は何年か置きに塗装するじゃないですか。それの色を、その具材自体に練り込んで、塗装が後から要らないんだとか、そんな説明をされていたわけなんですよ、当時の設計思想として。だけれども、そんなのあるわけないわけですし、結構、木もふんだんに使っているので絶対傷むに決まっているじゃないですか。それなのに、すごく高い、当時の木造の建設単価からするとかなり高いお金をかけて造っちゃた宮本住宅が、また今回こうやって長寿命化をとい

うことで、これから計画を立てていくわけですから、是非そのときの、その検証もしていただきたいんですよ。これ、趣旨が外れちゃうかもしれないですけれども、すごい相場より高いお金をかけて造った木造住宅。その効果があったのかどうか。そうじゃないとこれはサイクルコストの計算までに至らないと思うんですよ。だって、当初ですごいお金をかけちゃっているんだから。イニシャルコストで。それでまたランニングコストがかかってくるんじゃ、どうだったのかということもあるので、今後のこともありますので、その辺の検証もしていただきたいなと思います。

３点目が、同ページの款８消防費、項１消防費の目２非常備消防費、消防団員退職報償金ということで６名の退職があったけれども、退職金に該当する方が３名だったということなんですが、ちょっと勉強不足で申し訳ないですけれども、勤続年数によって退職金が出ないのかということと、もしそうだとすると、入団されてからの退団されるまでの期間がうんと短かったわけで、どのような理由があったのかなと、なかなか活動しづらかったのか、それとも転居だとかあったのかなとか、その辺も含めて、その辺の内容をお伺いしたいと思います。上里町は全国的に消防団員が不足しているという中で充足しているのですばらしいとは思うんですが、なかなかもし、すぐ辞められてしまうとか問題があるとするならば改善していく必要もあるかなと思いますので、その辺をよろしくお願いいたします。

○議長（猪岡　壽君）　総合政策課長。

〔総合政策課長　豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君）　納谷議員の１点目の御質問です。財源の内訳ということで説明をさせていただきたいと思います。

説明の都合上、起債事業を基点にちょっとその起債額の補正をさせていただいたところの内容を踏まえて、どういった補正を、補正前から補正後につながっているかというところを踏まえながら、ちょっと説明をそれぞれさせていただきたいと思いますので、よろしければ地方債補正の、昨日、説明させていただいたページも御参照いただきながら御覧いただければと思います。

まず、ちょっとすみません、順不同になりますけれども、まず児玉工業団地アクセス道路事業債の考え方でございます。この中に含まれますのは、内容としては7144号線のものが１つと、あとはアクセス道路のものが１つということで、２本の事業で構成されております。

まず、7144号線につきましては、起債額をマイナス1,520万円とさせていただいております。これは減とさせていただいておるわけです。一方、アクセス道路につきましては1,750万円の増とさせていただいております。ですので、こちらも差引きということで230万円ということになっております。

もう一つ、道路新設改良事業債、こちらについては３つの事業で構成をさせております。まず、リバーサイドロード関連から申し上げますと、リバーサイドロードの詳細設計業務委託が１点目でございます。こちらはマイナス3,930万円ということでの起債減になっております。もう一つ、リバーサイド関連で築造工事に関するものでございます。これは町整備課のほうからも全員協議会で説明があったかと思いますが、起債対象事業費として１億1,000万円と。事業費としては１億3,200万円計上させていただいているものになりますが、こちらが起債額としては4,950万円というプラスになっております。この１億3,200万円の考え方、そのほかの財源につきましては社会資本整備総合交付金6,050万円。あとは一般財源から2,200万円ということになっておりまして、総額１億3,200万円の築造工事費となっておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡　壽君）　まち整備課長。

〔まち整備課長　相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君）　納谷議員の御質問に説明させていただきます。

宮本住宅に関して、当時の設計思想、できるだけメンテナンスがかからないようにということで設計されているということで、その点について、私のほうでちょっと把握していなかったので、この場で教えていただいてお礼を申し上げます。その辺を踏まえて、宮本住宅についてはライフサイクルコストを縮減するための改善計画としては、令和８年度から工事を実施していく計画でありますので、その前に開始に係る設計というのはさせていただきます。その時点で、そういった納谷議員がご提案のあった宮本住宅のこれまでの修繕等を踏まえての検証についてさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　くらし安全課長。

〔くらし安全課長　間々田　亮君発言〕

○くらし安全課長（間々田　亮君）　納谷議員の質問に御説明申し上げます。

消防団の関係でございますが、まず条件は５年以上務めた方というふうになっております。

続きまして、この３名が対象とならなかったということでございますが、このうち２名は女性消防団員でございます。これは職場の関係、退職等によりまして続けられなくなったという方も含めまして、そういう事情でございます。そうしますと、実質的に一般的に入っている消防団員として１名の方、２年だったわけです。この辺はちょっと詳細までは把握していないところでございますが、個人的な理由で申出があったということでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はございませんか。

３番髙橋勝利議員。

〔３番　髙橋勝利君発言〕

○３番（髙橋勝利君）　公営住宅のことでちょっと気になったので同僚にも聞いたんですけれども、宮本住宅のところの、全協で示された内容の、支柱の劣化ということでここにありますよね。また、これ20年前にこういうやり方したのは、今でも通用するのかなと不思議に思うんですよ。これ、屋根を支えるためには支柱というように理解すると、今どき、こんな建設しているところというのはないと思うんですよ。この手すりみたいに見えるわけですけれども、こういうやり方をまたしちゃうと、もう先々20年になったらこうなりますよということなので、その辺のところについて、まち整備課のほうでどのぐらい把握しているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡　壽君）　まち整備課長。

〔まち整備課長　相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君）　髙橋勝利議員の御質問に説明申し上げます。

宮本住宅の屋根、支柱のさびというところで、現状、全員協議会の中で写真をお示しし、今の劣化状況をお示しさせていただいたところですけれども、今後、修繕、または改善を図る上で当然、その更新に合わせ今の性能よりも向上させたものと当然するべきだと考えておりますので、今、修繕等したらこの形になるのかどうかについても改修設計のほうでしっかりと検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第12号　令和２年度上里町一般会計補正予算（第９号）についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　町長提出議案第１３号　令和２年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（猪岡　壽君）　日程第21、町長提出議案第13号　令和２年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　江原洋一君発言〕

副町長（江原洋一君）　御提案申し上げました議案第13号　令和２年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

令和２年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによります。

まず、第１条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,247万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,158万2,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によると、規定するものでございます。

２ページを御覧ください。

第１表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款１国民健康保険税は、386万6,000円の減額補正で、一般被保険者の医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の現年課税分について、調定額と年度末の収納見込みからの減額となっております。

款３国庫支出金は、371万9,000円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国民健康保険制度に係る保険税の減免の特例措置、また東日本大震災で被災された方に対する一部負担金の減免の特例措置に対する災害臨時特例補助金の増額となっております。

款４県支出金は1,147万7,000円の増額補正で、歳出の療養給付費等の増額による普通交付金の増額や、特別交付金の確定による増額となっております。

款６繰入金は2,905万7,000円の減額補正で、主な内容は、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の増額や、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、その他一般会計繰入金の減額となっております。

款７繰越金は、8,020万4,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。歳入合計は、現計予算に対して6,247万7,000円を追加し31億3,158万2,000円とするものでございます。

次に歳出ですが、款１総務費は586万5,000円の減額補正で、職員給与費の減額や国保システ

ム改修委託料の増額となっております。

款２保険給付費は381万3,000円の増額補正で、医療費の増額見込みに伴う、療養給付費の増額や、出産育児一時金の減額となっております。

款３国民健康保険事業費納付金については、予算額に異動はありませんが、歳入の特定財源等の補正に伴う財源更正となっております。

款７諸支出金は6,452万9,000円の増額補正で、前年度繰越金について精算調整し、一般会計への繰出金の増額となっております。歳出合計も歳入同様、現計予算に対し6,247万7,000円を追加し、31億3,158万2,000円とするものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡　壽君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第13号　令和２年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２　町長提出議案第１４号　令和２年度上里町介護保険特別会計補正予算（第４号）について

○議長（猪岡　壽君）　日程第22、町長提出議案第14号　令和２年度上里町介護保険特別会計補正予算（第４号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　江原洋一君発言〕

副町長（江原洋一君）　御提案申し上げました　議案第14号　令和２年度上里町介護保険特別会計補正予算（第４号）について御説明申し上げます。

令和２年度上里町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによります。

まず、第１条ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,199万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,361万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

恐れ入ります、２ページを御覧ください。

第１表　歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款２国庫支出金は785万円の減額補正で、介護給付費負担金、普通調整交付金の交付金額が確定したことに伴う減額となっております。

款３支払基金交付金は2,447万1,000円の増額補正で、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金の交付金額が確定したことに伴う増額となっております。

款４県支出金は165万円の減額補正で、介護給付費負担金の交付金額が確定したことに伴う減額となっております。

款５繰入金は337万3,000円の減額補正で、介護給付費及び総務費における職員給与費等の減額に伴うものでございます。

款６　繰越金は39万2,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。歳入合計は現計予算に対しまして1,199万円を追加し、19億6,361万6,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款１総務費は180万円の減額補正で、介護保険業務に係る職員給与費の減額となっております。

款２保険給付費は1,025万2,000円の増額補正で、施設介護サービス給付事業などの増額や、居宅介護サービス給付事業などの減額となっております。

款３基金積立金は353万8,000円の増額補正で、給付準備基金積立金の増額となっております。歳出合計につきましても歳入同様、現計予算に対しまして1,199万円を追加し、19億6,361万6,000円とするものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡　壽君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　３月補正で、保険給付費のところの、特定入所者介護サービス費が767万2,000円増額になっているんですけれども、やはりこれ、低所得者の利用者が多いということなんでしょうか。増えたということなんでしょうか。そこをお尋ねしたいと思います。

あと、居宅介護サービス給付事業費が1,177万3,000円減額になっていますけれども、これコロナの影響が出ているのかどうか。居宅サービスにも様々なサービスがあると思いますので、その中でのどの部分の影響があったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（猪岡　壽君）　高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長　間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君）　沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

居宅介護サービス給付費補正により1,177万3,000円の減ということの内訳でございます。主なところといたしましては、先ほど、議員おっしゃったように、コロナ禍による利用控えによる利用者の減が要因というふうに考えております。特に、通所リハビリの利用者につきまして、当初、月68人程度を見込んでいたところですが、月60人程度に減少しているというところでございます。あとは、特定施設入所生活介護の利用者の減というところがこの減額の主な要因でございます。

最初の700はどちら……施設介護サービス費のことでしょうか。今回、特定施設入所者については補正として計上させていただいていないところなんですが、申し訳ございません、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（猪岡　壽君）　12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　じゃ、私がちょっとミスした感じです。自分のまとめた資料ではちょっとそういうふうに勘違いしていました。そこがないのであればいいですけれども、ちょっと私、違うところの数字を入れちゃってしまったかもしれないんですけれども、そこが増えているとすれば低所得者に関わる部分なので、ちょっと急激に増えたなと思って、ちょっと心配だったんです。ごめんなさい、私のミステイクでした。

○議長（猪岡　壽君）　ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第14号　令和２年度上里町介護保険特別会計補正予算（第４号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２３　町長提出議案第１５号　令和２年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

○議長（猪岡　壽君）　日程第23、町長提出議案第15号　令和２年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君）　御提案申し上げました議案第15号　令和２年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

令和２年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによります。

まず、第１条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ488万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億607万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

２ページを御覧ください。

第１表　歳入歳出予算補正でございますが、初めに歳入ですが、款３繰入金は618万1,000円の減額補正で、確定による保険基盤安定負担金の繰入金、前年度繰越の増額に伴う事務費繰入金の減額となっております。

款４繰越金は202万1,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

款５諸収入につきましては84万円の減額補正で、人間ドック等補助金の減額となっております。

款６国庫支出金につきましては11万2,000円の増額補正で、後期高齢者医療システム改修委託料に対する高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の増額となっております。歳入合計は、現

計予算に対し488万8,000円を減額し、３億607万円とするものでございます。

次に歳出となります。

款１総務費は43万9,000円の減額補正となり、後期高齢者システム改修委託料の増額や、人間ドック補助金の減額となっております。

款２後期高齢者医療広域連合納付金は444万9,000円の減額補正となり、広域連合への負担金確定に伴う保険基盤安定負担金の繰入金の減額、埼玉県後期高齢者医療広域連合の共通経費負担金の減額などによるものとなっております。歳出合計も歳入同様、現計予算に対し488万8,000円を減額し、３億607万円とするものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡　壽君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第15号　令和２年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２４　町長提出議案第１６号　令和２年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（猪岡　壽君）　日程第24、町長提出議案第16号　令和２年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君）　御提案申し上げました議案第16号　令和２年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

令和２年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによります。

第１条として歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第１表　歳入予算補正」によると規定するものでございます。

今回の補正予算につきましては、一般会計繰入金に繰越金を充当し、一般会計繰入金を減額するものでございます。

２ページをご覧ください。

第１表歳入予算補正でございます。

款４繰入金は、164万4,000円の減額補正となり、項１他会計繰入金を減額するものでございます。

款５繰越金は164万4,000円の増額補正となり、項１繰越金を増額するものでございます。

歳入合計に異動はありませんので、補正後の額につきましても補正前と同様1,826万2,000円とするものでございます。

以上、上里町農業集落排水事業特別会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡　壽君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第16号　令和２年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２５　町長提出議案第１７号　令和２年度上里町水道事業会計補正予算（第２号）について

○議長（猪岡　壽君）　日程第25、町長提出議案第17号　令和２年度上里町水道事業会計補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君）　御提案申し上げました議案第17号　令和２年度上里町水道事業会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

上里町水道事業会計補正予算書の最初のページになります。

第１条、令和２年度上里町水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによります。

第２条、令和２年度上里町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の収益的収入及び支出の補正につきましては、消火栓設置に係る受託工事関係及び新型コロナウイルス対策水道料金等減免に係る補助金で不用額が発生したことにより補正を行うものでございます。

収入予算につきましては、第１款事業収益を既決予定額に対しまして261万7,000円減額し、５億6,826万3,000円とするもので、第１項営業収益を61万7,000円減額、第２項営業外収益を200万円減額する補正でございます。

続いて、支出予算につきまして、第１款事業費を既決予定額に対しまして、61万7,000円減額し、５億1,810万9,000円とするもので、第１項営業費用を61万7,000円減額する補正でございます。

第３条、予算第４条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億9,255万7,000円を１億9,705万7,000円に、当年度分消費税資本的収支調整額698万7,000円を571万5,000円に、繰越利益剰余金処分額5,175万4,000円を5,752万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

今回の、資本的収入及び支出の補正につきましては、工事請負費のうち、他事業の進捗状況により配水管工事に不用額が生じたことによる、企業債並びに工事請負費の補正を行うものでございます。

まず、収入予算につきまして第１款資本的収入を既決予定額に対しまして、1,850万円減額

し、１億8,989万9,000円とするもので、第１項企業債を減額する補正でございます。

続いて、支出予算につきましては、第１款資本的支出を既決予定額に対しまして、1,400万円減額し、３億8,695万6,000円とするもので、第１項建設改良費を減額する補正でございます。

第４条、予算第５条に定めた企業債を次のとおり補正し起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改めるものでございます。

起債の目的は、配水管布設工事等及び老朽管更新工事並びに、資本費平準化債でございます。補正前限度額１億4,370万円を補正後限度額１億2,520万円と改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第５条、予算第９条本文中、繰越利益剰余金のうち5,175万4,000円を5,752万6,000円に改め、利益剰余金の処分額を次のとおり補正するものでございます。

減債積立金を既決予定額に対しまして577万2,000円増額し、5,752万6,000円とするものでございます。

第６条、予算第11条に定めた補助金の金額を次のとおり改めるものでございます。

新型コロナウイルス対策水道料金等減免に要する経費に伴う補助を既決予定額に対しまして、200万円減額し、8,210万1,000円とするものでございます。

以上、水道事業会計補正予算の提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡　壽君）　これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡　壽君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第17号　令和２年度上里町水道事業会計補正予算（第２号）についての件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡　壽君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は10時40分からとします。

午前１０時１７分休憩

午前１０時４０分再開

○議長（猪岡　壽君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第２６　町長提出議案第１８号　令和３年度上里町一般会計予算について

◎日程第２７　町長提出議案第１９号　令和３年度上里町国民健康保険特別会計予算について

◎日程第２８　町長提出議案第２０号　令和３年度上里町介護保険特別会計予算について

◎日程第２９　町長提出議案第２１号　令和３年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第３０　町長提出議案第２２号　令和３年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

◎日程第３１　町長提出議案第２３号　令和３年度上里町水道事業会計予算について

◎日程第３２　町長提出議案第２４号　令和３年度上里町下水道事業会計予算について

○議長（猪岡　壽君）　議案審議を続行いたします。

日程第26、町長提出議案第18号　令和３年度上里町一般会計予算について、日程第27、町長提出議案第19号　令和３年度上里町国民健康保険特別会計予算について、日程第28、町長提出議案第20号　令和３年度上里町介護保険特別会計予算について、日程第29、町長提出議案第21号　令和３年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第30、町長提出議案第22号　令和３年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第31、町長提出議案第23号　令和３年度上里町水道事業会計予算について、日程第32、町長提出議案第24号　令和３年度上里町下水道事業会計予算について、以上の７件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第18号から議案第21号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長　江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君）　それでは、御提案申し上げました議案第18号　令和３年度上里町一般会計予算について御説明申し上げます。

初めに、予算編成に対する基本的な方針について御説明いたします。

政府は、令和３年度の予算編成の基本的な方針として、「経済財政運営と改革の基本方針2020」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、内外の経済動向や新型コロ

ナウイルス感染症の経済に及ぼす影響を注視しながら躊躇なく必要な対策を講ずるなど、現下の厳しい経済事情に対して万全の対応を行う。また、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取組を推進していく予算編成を行うとしています。

上里町における令和３年度予算編成に当たりましては、町の将来像である「ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウンかみさと”」の実現に主眼を置くとともに、効果的かつ持続可能な行財政運営に向けて主要事業への重点配分や事業規模の見直しなど、新型コロナウイルスの影響を考慮し、歳出予算の適正化を図ったところでございます。

主要事業といたしましては、第５次上里町総合振興計画、上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略に加え、町長公約に関する事業がございますが、令和３年度の大きな特徴といたしましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図るため、ワクチン接種事業の実施に伴い衛生費が増額となっております。また、神保原駅北まちづくり計画の策定や、上里サービスエリア周辺地区多目的広場整備工事など都市づくりの強化について予算化を行っております。リバーサイドロード事業、児玉工業団地アクセス道路事業、長幡小学校校舎棟・特別教室棟改修工事、東小学校体育館トイレ改修工事、北中学校体育館トイレ改修工事など、令和３年度に計画しておりました事業につきまして、より有利な財源を活用するため、令和２年度３月補正予算に計上したことにより、土木費及び教育費が前年度に対し減額となっております。

その他の特徴といたしましては、障害福祉サービス費の増額や、中央保育園・長幡保育園の解体工事に伴い民生費が増額となっております。また、防災行政無線デジタル化工事に伴う緊急防災減債事業債の増額や、コロナウイルスの影響による減収に対する臨時財政対策債の増額など公債費が前年度に続き増額となっております。これら地方債の償還財源といたしまして、減債基金繰入金１億5,000万円を計上したところでございます。このように、効率的な地方債の発行と減債基金の適切な運用によりまして、社会保障費など町民生活を支えるための財源を確保するとともに、地方交付税総額の維持に努めてまいります。

次に、歳入でございます。

国内の経済状況はＧＤＰ値が過去最大規模に達するなど、輸出の拡大、個人消費、設備投資など幅広い需要項目が回復したが、新型コロナ前の水準を回復するまでには至らずとされております。一方で、相次ぐ自然災害や米中の貿易摩擦など、国内、国外における、経済の下方リスクが潜在し、我が国の経済見通しは不透明さを増しております。また、終息の見えない新型コロナウイルスの流行につきましては、我が国の経済面に深刻な影響があるばかりでなく、健康被害防止に向けた衛生面での対応も必要でございます。今後、上里町においても、国や県、近隣自治体と連携をとりながら、迅速かつ柔軟に必要な対策を行ってまいりたいと考えており

ます。

県内の経済状況に目を向けますと、埼玉県経済動向調査によれば、生産や設備投資などは持直しの動きが見られ、企業活動には堅調さが見られるものの、雇用情勢は感染症の影響により弱い動きとなっております。また、消費者物価は教育娯楽、光熱・水道の下落により持直しには鈍さが見られ、埼玉県の経済は新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続くものの、一部に下げ止まりや持直しの動きがみられるとの総合判断がされております。

このような背景の中、令和３年度歳入予算の主な特徴といたしましては、歳入の根幹をなす町税において新型コロナウイルスの影響を勘案し、前年対比２億1,400万1,000円の減額を見込み、36億155万5,000円を計上いたしました。そのほか特徴的なものを申し上げますと、地方交付税が新型コロナウイルスの影響による減収に伴い前年度比9.5％の増額、国庫支出金が新型コロナウイルスワクチン接種関連に係る国庫負担金の増により前年度比6.3％の増額、繰入金が新型コロナウイルスの影響による町税の減収を補うため前年度比46.5％の増額となっております。

以上が、予算編成に関する基本的な方針でございます。

それでは、議案の提案説明をさせていただきます。

令和３年度上里町一般会計・特別会計予算書の５ページをお願いいたします。

令和３年度上里町一般会計の予算は次に定めるところによります。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90億3,200万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」によると規定するものでございます。

第２条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第２表　債務負担行為」によると規定するものでございます。

第３条、地方債でございますが、地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」によると規定するものでございます。

第４条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は５億円と定めるものでございます。

第５条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、給料、職員手当、共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とすると規定するものでございます。

次に６ページを御覧ください。

第１表歳入歳出予算でございます。

初めに歳入でございますが、款１町税につきましては、軽自動車税は増額となりましたが、他の税目につきましては新型コロナウイルスの影響などによりまして、前年度より２億1,400万1,000円減額の36億155万5,000円を計上いたしました。

款２地方譲与税は、各譲与税額の見込みから、前年度と同額の１億1,240万円を計上いたしました。

款３利子割交付金から款11地方交付税につきましては、国や県からの情報に加え、令和２年度の決算見込額などからの積算を行っております。款３利子割交付金は、市町村交付金見込額から前年度より20万円増額の190万円、款４配当割交付金は前年度と同額の1,200万円、款５株式等譲渡所得割交付金は、前年度より420万円増額の920万円、款６法人事業税交付金は、前年度より700万円増額の2,800万円、款７地方消費税交付金は、前年度よ1,000万円減額の５億5,000万円、款８ゴルフ場利用税交付金は前年度と同額の800万円、款９環境性能割交付金は前年度より200万円増額の1,600万円、款10地方特例交付金として、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金は令和３年度より創設されるものでございまして、合計は前年度より400万1,000円増額の2,400万1,000円、款11地方交付税は、前年度より9,000万円増額の10億4,000万円を計上いたしました。

款12交通安全対策特別交付金は、近年の収入実績などから前年度より32万9,000円増額の564万4,000円を計上いたしました。

款13分担金及び負担金は、保育所運営費保護者負担金や放課後児童クラブ保護者負担金などが主なもので、前年度より122万1,000円減額の6,281万1,000円を計上いたしました。

款14使用料及び手数料は、町営住宅使用料や上里ゴルフ場公園施設管理許可使用料、住民基本台帳や戸籍事務の手数料が主なもので、前年度より37万4,000円増額の１億42万4,000円を計上いたしました。

款15国庫支出金は、社会福祉費負担金や児童福祉費負担金、道路事業費補助金などが主なものでございまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策に伴い、衛生費国庫負担金が増額となったことなどによりまして、前年度より7,231万3,000円増額の12億1,893万3,000円を計上いたしました。

款16県支出金は、国庫支出金と同様に社会福祉費負担金や児童福祉費負担金のほか、保健医療事業に対する基盤安定負担金や農業費補助金などが主なものでございまして、前年度より694万円増額の７億3,340万3,000円を計上いたしました。

款17　財産収入は、前年度より64万7,000円減額の454万7,000円を計上いたしました。

款18寄附金は、前年度より60万円増額の560万円を計上いたしました。

款19繰入金は、項１基金繰入金といたしまして６億6,840万7,000円を計上いたしました。これは、歳入不足額の補塡財源や建設事業費の財源、公債費の財源などを目的といたしまして、各基金からの繰入れを行うものでございます。項２特別会計繰入金は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計からの繰入金を各1,000円、合計3,000円を科目設定として予算化するものでございます。繰入金の合計は、新型コロナウイルスの影響による減収などに伴いまして、前年度より２億1,205万円増額の６億6,841万円となっております。

款20繰越金は１億円を計上いたしました。

続いて、８ページを御覧ください。

款21諸収入は町税延滞金などに加え、雑入の埼玉県市町村振興協会市町村交付金や、重度医療高額療養費返還金、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金などが主なもので、前年度より2,046万2,000円増額の7,787万2,000円を計上いたしました。

款22町債は、民生債や臨時財政対策債の増額に伴い、前年度より960万円増額の６億5,130万円を計上いたしました。

款１町税から款22町債までの歳入合計は90億3,200万円になりまして、前年度より２億420万円の増額でございます。

次に、歳出予算の款項別の金額が９ページから表示されております。

款１議会費は、議員報酬や議会だよりの発行など、町議会運営の経費でございますが、令和３年度におきましては、議会運営管理システム利用料の減額などにより、前年度より163万円減額の１億673万7,000円を計上いたしました。

款２総務費は、一般管理給与費や庁舎の管理情報システムや統計調査など多くの分野の事業がございますが、令和３年度におきましては、会計年度任用職員制度の影響などに伴い給与費等に全体的な増額があったことに加え、衆議院議員総選挙の実施により項４選挙費が増額となったことにより、前年度より１億1,967万1,000円増額の13億1,013万3,000円を計上いたしました。

款３民生費は、医療や介護、障害給付などの社会福祉費、児童手当や保育所の運営などの児童福祉費が主なものでございます。令和３年度におきましては、障害福祉サービス費の増額や中央保育園・長幡保育園解体工事費の増額などに伴い、項１社会福祉費、項２児童福祉費ともに増額となりまして、前年度より２億7,560万9,000円増額の37億5,037万3,000円を計上いたしました。

款４衛生費は、予防対策事業や上水道経営健全化事業、広域市町村圏組合、清掃施設運営負担金などが主な事業でございますが、令和３年度におきましては、新型コロナウイルスワクチ

ン接種費用の増額などにより、項１保健衛生費、項２清掃費ともに増額となりまして、前年度より１億5,769万8,000円増額の７億4,086万円を計上いたしました。

款５農林水産業費は、農業振興事業や土地改良推進事業、農業委員会の運営などが主な事業となっております。令和３年度におきましては、西部土地改良区補助金の増額などによりまして、前年度より2,779万8,000円増額の１億7,141万9,000円を計上いたしました。

款６商工費は、商工業振興事業や消費生活対策事業が主な事業でございますが、令和３年度におきましては、指定企業奨励金の減額などによりまして、前年度より587万4,000円減額の3,518万3,000円を計上いたしました。

款７土木費は、道路、橋梁の新設や維持管理、公園や町営住宅、上里ゴルフ場の運営などが主な事業となっております。令和３年度におきましては、児玉工業団地アクセス道路整備事業、リバーサイドロード事業について令和２年度３月補正予算に計上したことなどに伴い、項２道路橋梁費が減額となったことなどによりまして、前年度より２億1,638万4,000円減額の５億6,029万円を計上いたしました。

続いて、10ページを御覧ください。

款８消防費は、広域市町村圏組合消防費負担金や災害対策事業、消防団運営事業などが主な事業となっております。令和３年度におきましては、防災行政無線同報系デジタル改修工事費の減額などによりまして、前年度より１億5,879万8,000円減額の４億772万7,000円を計上いたしました。

款９教育費は、小中学校の管理や教育振興、学校給食組合への負担金などに加え、社会教育、スポーツの推進や町民体育館、郷土資料館の管理運営など多岐にわたる事業を実施しております。令和３年度におきましては、北中学校体育館等改修設計業務委託の増額などによりまして、項３中学校費などは増額となりましたが、長幡小学校校舎棟・特別教室棟改修工事、東小学校体育館トイレ改修工事について、令和２年３月補正予算に計上したことなどに伴い、項２小学校費が減額となったことなどによりまして、前年度より1,484万9,000円減額の９億6,281万9,000円を計上いたしました。

款10公債費は、防災行政無線デジタル化工事に伴う緊急防災減債事業債や臨時財政対策債の増額分に対する償還開始などに伴い、前年度より2,157万9,000円増額の９億6,636万2,000円を計上いたしました。

款11諸支出金は、基金運用利子の積立てが主なもので、現在の基金の運用状況から、前年度より62万円減額の９万7,000円を計上いたしました。

款12予備費は、前年度と同額の2,000万円を計上いたしました。歳出合計は歳入合計と同額の90億3,200万円となっております。

次に、11ページは「第２表　債務負担行為」でございます。公共用地先行取得事業は、令和３年度に上里町などの依頼に基づき、土地開発公社が先行取得する場合の用地取得に要する費用の債務負担行為でございます。農業近代化資金利子補給は、令和３年度の資金貸付けによる利子補給に係る債務負担行為でございます。上里町コミュニティバス運行事業補助金は、期間を令和３年度から令和４年度まで、限度額を１億342万5,000円とする債務負担行為でございます。上里町総合文化センター指定管理委託は、期間を令和３年度から令和５年度まで、限度額を5,217万7,000円とする債務負担行為でございます。

次に、12ページを御覧ください。「第３表　地方債」でございます。

中央・長幡保育園改築事業は、旧園舎解体に係る地方債でございます。民生関係の地方債として8,530万円を限度額とするものでございます。次に、道路維持補修事業770万円、児玉工業団地アクセス道路事業440万円、リバーサイドロード事業440万円は土木関係の地方債としてそれぞれ限度額を定めるものでございます。災害対策事業は防災行政無線各種事業に係る地方債でございます。消防関係の地方債として1,380万円を限度額とするものでございます。中学校管理運営事業は北中体育館の改修設計業務などに係る地方債、図書館運営事業は、図書館内部の修繕工事に係る地方債でございます。教育関係の地方債として、それぞれ980万円、590万円を限度額とするものでございます。臨時財政対策債は、国の地方債計画などにより５億2,000万円の限度額といたしました。合計で６億5,130万円となっております。起債の方法につきましては普通貸借または証券発行によるものとし、利率は4.0％以内といたしますが、ただし書きで、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率と規定しております。

償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、令和３年度の予算編成方針及び一般会計予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続いて、御提案申し上げました議案第19号　令和３年度上里町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入ります、予算書の15ページを御覧ください。

令和３年度　上里町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによります。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億4,217万3,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」によると規定するものでございます。

第２条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第３条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用と規定するものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の概要について御説明させていただきます。

令和３年度は国保広域化の４年目となります。引き続き、上里町は埼玉県と共同保険者となり、県が定める運営方針に基づき共通認識の下安定的な運営を図ってまいります。埼玉県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図っております。町は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収といった事業を担ってまいります。

16ページを御覧ください。

第１表歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款１　国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者などの医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分になります。前年度より7,071万6,000円減額の４億9,668万6,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による所得額の減少や、被保険者数の若干の減少などにより減額が見込まれております。

款２使用料及び手数料は、国民健康保険の資格証明手数料及び国民健康保険税の督促手数料について、科目設定として2,000円を計上いたしました。

款３国庫支出金は、災害臨時特例補助金について、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款４県支出金は、交付金として、保険給付費などの交付金が前年度より１億8,859万1,000円増額の21億6,574万7,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、県の推計により町の歳出である保険給付費の増額が見込まれていることから、普通交付金につきましても同程度の増額となっております。

款５財産収入は、国保基金の利子収入について、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款６繰入金は、保険基盤安定分や職員給与費などに対する一般会計や、国保基金からの繰入金などでございます。前年度より１億1,022万8,000円増額の３億7,472万5,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、その他一般会計繰入金の増額によるものでございます。

款７繰越金は、前年度と同様に科目設定として1,000円を計上いたしました。

款８諸収入は、国民健康保険税の延滞金や過料、預金利子、雑入などで前年度と同様の501

万円を計上いたしました。歳入合計は、30億4,217万3,000円となり、前年度より２億2,810万3,000円の増額となっております。

次に、17ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明申し上げます。

款１総務費は、6,799万9,000円を計上いたしました。項１総務管理費は、職員給与費、レセプト点検員給与費、電算事務委託などの事務経費や、埼玉県国保連合会に対する負担金などで6,400万1,000円を計上いたしました。項２徴税費は、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務経費として332万1,000円を計上いたしました。項３運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の委員報酬などの事務経費51万5,000円を計上いたしました。項４趣旨普及費につきましては、エイズ予防対策やインフルエンザ予防対策のパンフレット代など16万2,000円を計上いたしました。

款２保険給付費は、前年度より１億8,933万1,000円増額の21億2,382万1,000円を計上いたしました。項１療養諸費は、一般被保険者及び退職被保険者などの療養給付費・療養費及び審査支払手数料となります。18億4,586万2,000円を計上しております。項２高額療養費は、一般被保険者・退職被保険者などを含め２億6,526万円を計上いたしました。項３移送費は、病気や怪我などのため、移動が困難な患者が医師の指示により入院や転院した場合に審査を行って必要と認めた場合に支給するもので３万3,000円を計上いたしました。項４出産育児諸費は出産育児一時金などで966万5,000円を計上いたしました。項５葬祭諸費は、葬祭費交付金として270万円を計上いたしました。項６傷病手当金は、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症の感染等による療養のため、労務に服することができない場合に支給するもので30万1,000円を計上いたしました。これら保険給付費は、県が示す上里町の医療費推計を参考にし計上するものでございますが、全体的に増額となっております。主な要因といたしましては、加入者数は減少しているものの、１人当たりの医療費が増加していることによるものでございます。

款３国民健康保険事業費納付金は、県全体で必要な保険給付費を交付金として支払うために上里町が負担する分の納付金で、県から示された決定額によるものでございます。前年度より5,204万6,000円増額の８億134万3,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、県試算に基づく一般被保険者医療費推計、後期高齢者医療費推計及び介護保険制度利用者及び介護保険需要額の増加などにより県全体の納付額が増額となっていることから、これに応じて上里町の納付金額に影響があったものでございます。

款４共同事業拠出金は、国保連合会への退職医療制度の対象者把握のための拠出金として1,000円を計上いたしました。

款５保健事業費は、前年度より871万3,000円減額の4,170万6,000円を計上いたしました。項１保健事業費は、健康づくりのための講師謝礼や人間ドックなどの予防検診補助金として1,430万6,000円を計上いたしました。項２特定健康診査等事業費は、集団健診や個別健診の経費として2,740万円を計上いたしました。減額の主な要因は、人間ドック見込数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による集団健診の実施数の大幅な縮減などによるものでございます。

款６基金積立金は、国民健康保険財政調整基金への積立金として2,000円の科目設定となります。

款７諸支出金は430万1,000円を計上いたしました。主な内容ですが、項１償還金及び還付加算金は、一般被保険者と退職被保険者の保険税還付金、還付加算金、過年度の保険給付費交付金償還金の科目設定などで430万円を計上いたしました。項２繰出金は1,000円の科目設定になります。

続いて、18ページを御覧ください。

款８予備費は、前年度と同額の300万円を計上いたしました。歳出合計は、歳入合計と同額の30億4,217万3,000円となっております。

以上、令和３年度上里町国民健康保険特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続いて、御提案申し上げました議案第20号　令和３年度上里町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の21ページを御覧ください。

令和３年度上里町介護保険特別会計の予算は次に定めるところによります。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億5,731万8,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」によると規定するものでございます。

第２条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第３条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と規定するものでございます。

続きまして、介護保険特別会計の概要について御説明させていただきます。

恐れ入ります、22ページを御覧ください。

第１表　歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

款１介護保険料は、現年度賦課分４億7,704万3,000円、滞納繰越分223万1,000円を見込みまして、前年度より1,400万1,000円増額の４億7,927万4,000円を計上いたしました。

款２国庫支出金は、前年度より2,698万円増額の３億6,530万7,000円を計上いたしました。項１国庫負担金は、保険給付費に厚生労働大臣が定める係数を乗じた額で３億1,709万8,000円を計上いたしました。項２国庫補助金は、調整交付金や地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金などになりまして、4,820万9,000円を計上いたしました。

款３支払基金交付金は、介護給付費と地域支援事業費の27％が社会保険診療報酬支払基金から一律に第２号被保険者分として交付されるもので、前年度より2,977万4,000円増額の４億9,614万6,000円を計上いたしました。

款４県支出金は、前年度より1,687万1,000円増額の２億7,558万2,000円を計上いたしました。項１県負担金は、県知事が定める係数を保険給付費に乗じた額で、２億6,148万3,000円を計上いたしました。項２県補助金は、地域支援事業交付金で1,409万9,000円を計上いたしました。

款１の増額に関しましては、介護保険料改定による増で、款２から款４の増額に関しましては保険給付費等の増によるものとなっております。

款５繰入金は、前年度より3,212万円増額の３億4,098万2,000円を計上いたしました。項１一般会計繰入金は、保険給付費、地域支援事業費、低所得者保険料軽減分の町負担分及び一般会計からの事務費分で、３億4,098万1,000円を計上いたしました。項２基金繰入金は、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款５の増額に関しましては、保険給付費や低所得者保険料軽減分の増額が主な理由となっております。

款６繰越金は、科目設定として1,000円を計上いたしました。

款７諸収入は２万6,000円を計上し、項１延滞金、加算金及び過料は前年同様1,000円の科目設定、項２雑入は、第三者納付金等で２万5,000円を計上いたしました。

歳入合計は19億5,731万8,000円となり、前年度より１億1,974万6,000円の増額となっております。

次に、23ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明申し上げます。

款１総務費は、前年度より184万4,000円増額の7,702万2,000円を計上いたしました。項１総務管理費は職員の給与費、事務経費などで4,474万1,000円、項２徴収費は介護保険料の賦課徴収に係る事務経費として217万5,000円、項３介護認定審査調査費は、介護認定審査に係る事務

経費、介護認定調査員の給料等として2,987万2,000円、項４趣旨普及費は、町民への介護保険制度の周知に係る経費として23万4,000円をそれぞれ計上しております。

款２保険給付費は、前年度より１億1,317万9,000円増額の17億8,025万3,000円を計上いたしました。項１介護サービス等諸費は、要介護１から５の被保険者が受けるサービス費のうち保険者が負担するもので16億3,456万8,000円、項２介護予防サービス等諸費は、要支援１、２の被保険者が受けるサービス費のうち保険者が負担するもので4,189万3,000円、項３高額サービス費は3,470万1,000円、項４高額医療合算介護サービス等費は652万9,000円、項５審査支払手数料は国民健康保険団体連合会に支払う手数料で93万4,000円、項６特定入所者介護サービス等費は、6,162万8,000円をそれぞれ計上しております。

款３基金積立金は科目設定として1,000円を計上いたしました。

款４地域支援事業費は、前年度より999万4,000円増額の9,913万9,000円を計上いたしました。項１包括的支援事業・任意事業費は4,181万1,000円、項２介護予防・日常生活支援総合事業費は5,732万8,000円をそれぞれ計上しております。

款５諸支出金は、前年度とほぼ同額の40万3,000円を計上いたしました。項１償還金及び還付加算金は40万2,000円を計上し、項２繰出金は1,000円の科目設定となります。

款６予備費は、前年度同様50万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の19億5,731万8,000円となっております。

以上、令和３年度上里町介護保険特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、御提案申し上げました議案第21号　令和３年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入ります、予算書の27ページをお開きください。

令和３年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによります。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億1,608万8,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」によると規定するものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の概要について説明申し上げます。

次のページ、28ページを御覧ください。

第１表　歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入について御説明いたします。

款１後期高齢者医療保険料は、現年度分と滞納繰越分を含め、前年度より263万9,000円増額の、２億2,299万4,000円を計上いたしました。予算編成に当たっては、保険者である埼玉県後

期高齢者医療広域連合において見込まれた数値を基に計上いたしております。県広域連合では、令和２年度、３年度の保険料の改定により、所得割率の増と賦課限度額の引上げ、また、均等割軽減の判定所得の拡大を行いました。この結果、県全体の１人当たり保険料は７万5,226円となっております。町の予算編成に当たっては、１人当たりの保険料見込額は５万8,024円、被保険者数を3,857人で見込んだ保険料に、予定収納率99.34％で算出しております。増額の主な要因は、所得割率の増、賦課限度額の引上げ、また、保険料の軽減特例の見直しによる影響が挙げられます。

款２使用料及び手数料は、保険料の納付証明手数料として1,000円を計上いたしました。

款３繰入金は一般会計からの繰入金で、前年度より293万円増額の8,076万5,000円を計上いたしました。広域連合への事務費分、保険基盤安定繰入金分となります。

款４繰越金は、令和２年度の繰越金として50万円を計上いたしました。

款５諸収入は、1,182万8,000円を計上いたしました。項１延滞金、加算金及び過料と、項２預金利子は科目設定となります。項３受託事業収入は、町が実施する健康診査に係る広域連合からの受託料でございます。項４雑入は、保険料の還付返還金や広域連合からの補助金などとなっております。

歳入合計は３億1,608万8,000円になりまして、前年度より513万円の増額となっております。

次に、29ページを御覧ください。

歳出について御説明申し上げます。

款１総務費は1,974万円を計上いたしました。項１総務管理費は、健康診査のための委託料、人間ドック補助金や事務経費などとなります。項２徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務経費となります。

款２　後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より452万6,000円増額の２億9,493万6,000円を計上いたしました。主な内容は、広域連合への共通経費負担金、保険料分の納付金、保険基盤安定分などとなっておりまして、増額の主な要因は、保険料負担分の増によるものでございます。

款３諸支出金は、保険料の還付金及び還付加算金、一般会計への繰出金として91万2,000円を計上いたしました。

款４予備費は、前年度と同額の50万円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の３億1,608万8,000円となっております。

以上、令和３年度上里町後期高齢者医療特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

〔「続けて」の声あり〕

続きまして、御提案申し上げました議案第22号　令和３年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入ります、予算書の33ページをお開きください。

令和３年度　上里町農業集落排水事業特別会計予算は次に定めるところによります。

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,664万7,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表　歳入歳出予算」によると規定するものでございます。

34ページを御覧ください。

「第１表　歳入歳出予算」でございます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

款１分担金及び負担金は、農業集落排水施設の接続に伴う受益者分担金で、前年度と同額の25万円を計上いたしました。

款２使用料及び手数料は、前年度より3,000円減額の254万8,000円を計上いたしました。

款３繰入金は、一般会計からの繰入金といたしまして前年度より338万8,000円増額の1,374万8,000円を計上いたしました。

款４繰越金は、前年度繰越金といたしまして前年度と同額の10万円を計上いたしました。

款５諸収入は、預金利子として前年度と同額の1,000円を計上いたしました。

歳入合計は、1,664万7,000円になりまして、前年度より161万5,000円減額となっております。

次に、35ページを御覧ください。

歳出につきまして御説明申し上げます。

款１事業費は、農業集落排水の施設、設備に係る維持管理事業費といたしまして、前年度より161万5,000円減額の1,127万6,000円を計上いたしました。

款２公債費は、平成11年度から平成15年度までの借入金に対する償還金といたしまして、前年度と同額の537万1,000円を計上いたしました。

歳出合計は、歳入合計と同額の1,664万7,000円となっております。

以上、令和３年度上里町農業集落排水事業特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号　令和３年度上里町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の39ページをお願いいたします。

第１条、令和３年度上里町水道事業会計予算は、次に定めるところによります。

第２条、業務の予定量は次のとおりとするものでございます。

給水戸数は１万3,278戸を予定しております。年間給水量は362万4,000立方メートルでござ

います。１日平均給水量は9,929立方メートルでございます。主な建設改良事業は、配水管布設工事等で1,970万円、老朽管更新事業で6,506万円、浄水場更新工事で1,653万9,000円でございます。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりとすると定めるものでございます。

収益的収入ですが、第１款事業収益は５億4,379万3,000円になります。前年度より3,452万9,000円の減額となります。内訳でございますが、第１項給水収益の柱である水道料金や加入金などの営業収益は４億8,779万5,000円で、前年度より2,404万3,000円の減額となります。第２項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は5,599万7,000円で前年度より1,048万6,000円の減額となります。第３項特別利益は1,000円で科目設定でございます。

次に、収益的支出でございますが、第１款事業費は４億9,194万3,000円になります。前年度より2,590万3,000円の減額となります。内訳でございますが、第１項水道施設の維持管理や減価償却費などの営業費用は４億4,224万6,000円で、前年度より1,969万5,000円の減額となります。第２項企業債利息や消費税納付などの営業外費用は4,169万7,000円で、前年度より620万8,000円の減額となります。第３項不納欠損などの特別損失は400万円で、前年度と同額になります。第４項予備費は400万円で前年度と同額になります。

40ページを御覧ください。

第４条は、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億8,616万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額896万8,000円及び、当年度分損益勘定留保資金１億3,803万5,000円及び繰越利益剰余金処分額3,916万6,000円で補塡するものでございます。

資本的収入でございますが、第１款の資本的収入は２億4,100万7,000円で、前年度よりも3,260万8,000円の増額となります。内訳でございますが、第１項企業債１億9,220万円で、前年度より4,850万円の増額となります。第２項補助金3,780万7,000円で、前年度より186万8,000円の増額となります。第３項負担金1,100万円で、前年度より1,776万円の減額となります。

次に、支出でございますが、第１款の資本的支出は４億2,717万6,000円で、前年度より2,622万円の増額となります。内訳でございますが、第１項水道管布設工事や浄水場工事などの建設改良費は１億5,335万5,000円で、前年度より3,778万4,000円の増額となります。第２項企業債償還金は２億7,382万1,000円で、前年度より1,156万4,000円の減額となります。

恐れ入ります、41ページを御覧ください。

第５条は、企業債で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるものでございます。

起債の目的は、建設改良事業に限度額１億3,220万円、資本費平準化債に限度額6,000万円の合計１億9,220万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

第６条、一時借入金の限度額は１億5,000万円と定めるものでございます。

第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。１として営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用、２として建設改良費、企業債償還金の間の流用でございます。

次に、42ページを御覧ください。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、１として職員給与費5,249万7,000円、２として交際費１万円について、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないと規定するものでございます。

第９条、繰越利益剰余金のうち3,916万6,000円を減債積立金に処分するものでございます。

第10条、たな卸資産の購入限度額は626万7,000円と定めるものでございます。

以上、令和３年度上里町水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第24号　令和３年度上里町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入ります、予算書45ページをお願いいたします。

第１条、令和３年度上里町下水道事業会計予算は次に定めるところによります。

第２条、業務の予定量は次のとおりとするものでございます。接続戸数は990戸を予定しております。年間有収水量は37万8,900立方メートルでございます。１日平均有収水量は1,038立方メートルでございます。主な建設改良事業は汚水管渠築造事業で9,465万円でございます。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるものでございます。

収益的収入は、第１款下水道事業収益は２億3,569万3,000円になります。前年度より632万4,000円の減額となります。内訳でございますが、第１項下水道使用料と他会計負担金などの営業収益は7,082万7,000円で、前年度より660万7,000円の減額となります。第２項他会計補助金や長期前受金戻入などの営業外収益は１億6,486万5,000円で前年度より28万3,000円の増額となります。第３項特別利益は1,000円で科目設定となります。

次に、収益的支出でございますが、第１款下水道事業費用は２億3,237万3,000円で、前年度より325万4,000円の減額となります。

内訳でございますが、第１項管渠維持管理費や減価償却費などの営業費用は１億9,045万6,000円で、前年度より162万3,000円の減額となります。第２項企業債利息などの営業外費用

は4,091万6,000円で、前年度より163万1,000円の減額となります。第３項特別損失は1,000円で科目設定でございます。第４項予備費は100万円で前年度と同額でございます。

46ページをお願いいたします。

第４条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおりと定めるもので、資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額9,090万3,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額849万円及び、過年度分損益勘定留保資金1,123万9,000円及び、当年度分損益勘定留保資金7,117万4,000円で補塡するものでございます。

資本的収入でございますが、第１款の資本的収入は１億8,295万3,000円になります。前年度より996万4,000円の減額となります。内訳といたしましては、第１項企業債は１億1,950万円で前年度より450万円の減額となります。第２項国庫補助金は1,600万円で前年度と同額でございます。第３項分担金及び負担金は388万3,000円で下水道受益者負担金になります。前年度より20万6,000円の増額となります。第４項出資金は2,601万6,000円で一般会計からの出資になります。前年度より610万5,000円の減額となっております。第５項他会計補助金は1,755万4,000円で一般会計からの補助金になります。前年度より43万5,000円の増額となります。

次に、支出でございますが、第１款の資本的支出は２億7,385万6,000円で前年度より271万5,000円の減額となります。内訳でございますが、第１項建設改良費は１億5,727万2,000円で、前年度より738万6,000円の減額となります。第２項企業債償還金は１億1,658万4,000円で、前年度より467万1,000円の増額となります。

次に、47ページをお願いいたします。

第５条は、企業債で起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおりと定めるものでございます。

起債の目的は公共下水道事業に限度額9,700万円、流域下水道事業建設負担金に限度額2,250万円の合計１億1,950万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記載のとおりでございます。

第６条、一時借入金の限度額は１億5,000万円と定めるものでございます。

第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりでございます。営業費用については営業外費用及び特別損失間の流用、建設改良費については企業債償還金の間の流用でございます。

48ページを御覧ください。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費2,365万7,000円については、その経費の金額をそれぞれの経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないと規定するも

のでございます。

以上で、令和３年度上里町下水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡　壽君）　暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午前１１時４９分休憩

午後１時３０分再開

○議長（猪岡　壽君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行します。

議員並びに執行部の皆様に申し上げます。

本日は、気温が高くなっておりますので、上着の着脱を許可いたします。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について　総合政策課長　豊田貴志君補足説明〕

○議長（猪岡　壽君）　以上をもちまして、令和３年度上里町一般会計予算について、令和３年度上里町国民健康保険特別会計予算について、令和３年度上里町介護保険特別会計予算について、令和３年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、令和３年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について、令和３年度上里町水道事業会計予算について、令和３年度上里町下水道事業会計予算についての提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

◎散　　会

○議長（猪岡　壽君）　本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後２時１１分散会